

消防法施行規則等の一部を改正する省令（案）等について

平成30年3月
消防庁予防課

【改正概要】

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の施行等に伴い、及び関係法令の規定に基づき、所要の改正を行うものである。

【改正理由】

① 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が平成30年6月15日に施行され、住宅宿泊事業に係る事前の届出が同年3月15日に開始されることが決定された（住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（平成29年政令第272号））。また、旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第98号）が平成28年4月1日に施行され、客室の最低面積基準が収容定員一人当たり3.3㎡以上とするよう緩和されるとともに、「簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について」（平成29年12月15日付け生食発1215第3号）において複数の簡易宿所において共同で玄関帳場等を設置する場合の取り扱いについて示された。

これらに伴い、今後共同住宅の一部が、旅館・ホテル等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（5）項イに掲げる用途をいう。以下同じ。）の用途に供される防火対象物が増加することが想定されることから、こうした防火対象物における消防用設備等の設置基準を合理化する等の改正を行う。

② その他、関係規定について所要の改正を行う。

【内容】

1. 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の一部改正関係

（1）スプリンクラー設備の設置基準の見直し

11階建て以上の共同住宅の一部を旅館・ホテル等として利用することで、令別表第一（16）項イ（消防法施行規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下同じ。）に位置づけられることとなる結果、10階以下の階の部分にもスプリンクラー設備の設置が義務付けられるが、建物の構造上の条件を満たした場合には、当該部分のスプリンクラー設備の設置を免除できることとする。

（2）誘導灯の設置基準の見直し

共同住宅の一部を旅館・ホテル等として利用することで、令別表第一（16）項イに位置づけられることとなる結果、当該防火対象物全体に誘導灯の設置が義務付けられるが、建物の構造上の条件を満たした場合には、10階以下の階のうち旅館・ホテル等が存しない階の誘導灯の設置を免除できることとする。

2. 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）の一部改正関係

令第29条の4第1項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置することができる施設として、新たに共同住宅の一部を旅館・ホテル等として利用する防火対象物を加える。

3. 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）の一部改正関係
特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設に、500 m²未満の共同住宅の一部を旅館・ホテル等として利用する防火対象物（旅館・ホテル等の部分が 300 m²未満のものに限る。）を加える。
4. 非常警報設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）の一部改正関係
非常警報設備以外の消防用設備等と同様に、消防法施行規則に規定する視認の性能を満たす表示灯であれば設置することができるよう、規定の整備を行う。
5. 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）の一部改正関係
現在認められている運転性能の確認に係る点検方法について、新たに内部観察等による点検方法を追加する等の規定の整備を行う。
6. 消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するもの（平成 16 年消防庁告示第 14 号）の一部改正関係
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のうち、消防設備士でなければ工事又は整備を行ってはならないものを明確化するため、特定小規模施設用自動火災報知設備であって、すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するもので、受信機を設置しないもののうち、中継器を用いるものを新たに規定する。
7. その他
その他所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

公布の日